

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき作成したものであり、本件委託業務に係る入札案内（公告）において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

（１）業務名及び数量

愛媛県総合計画の政策・施策評価に係る県民アンケート調査業務一式

（２）業務の内容等

別添仕様書のとおり

（３）委託期間

契約締結日から令和８年２月９日まで

（４）入札方法

（１）についての総価で行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格

愛媛県知事の審査を受け、令和５・６・７年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）開札の日において、知事が行う入札参加資格の停止の期間中にない者であること。

（３）愛媛県と過去５年の間に、複数の契約実績を有すること。

- (4) 世論調査・意識調査などの調査を業務内容とする業務委託契約の実績を有し、国又は地方公共団体と当該業務と同程度の業務実績を複数回以上有すること。
- (5) 調査対象者からの問合せに対応できるように、常勤職員が5名以上在籍する者であること。また、入札参加資格確認申請書の提出により、適切かつ確実に委託業務を遂行できる体制を証明した者であること。
- (6) 上記(1)から(5)までの資格を有することについて、愛媛県企画振興部政策企画局総合政策課長から入札参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札及び開札の日時、場所等

(1) 日時及び場所

日時：令和7年12月19日（金）午後2時

場所：本館4階総務部・県民環境部会議室

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。

イ 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による場合は、入札書を下記13に掲げる宛先に送付すること（期限までに必着のこと。）。

なお、郵便の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかとし、信書便は書留に準ずる方法に限る。また、送付に当たっては、二重封筒とし、入札書を内封筒に入れ、密封の上、当該封筒に件名、改札日及び商号又は名称を記入するとともに、「入札書在中」と朱書きし、かつ、外封筒にも「入札書在中」と朱書きすること。

ウ その他の電話、電報、ファクシミリ等の方法による入札は、認めない。

(3) 郵便等による場合の入札書の提出期間

提出期間：令和7年12月11日（木）から 令和7年12月17日（水）

午後5時15分まで（必着）

(4) 開札は、即時開札とする。

4 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参

照)

イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

ウ 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

5 契約保証金

ア 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ アに定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

6 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

7 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり

8 入札関係書類の配付

令和7年12月10日（水）午後5時15分までの間、愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）からダウンロードしてください。

9 入札参加資格確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することを確認するため、次のとおり、必要な書類を提出しなければならない。

(1) 必要書類

ア 入札参加資格確認申請書

確約事項等が含まれているので、受託要件の内容をよく吟味すること。

なお、虚偽の記載を行ったり、落札後に確約事項を満たせない場合など、入札参加資格停止措置を行うことがあるので、注意すること。

イ 既成の実績を確認できる書類の添付・2通

上記2（3）・（4）に示す既成の実績について、契約書の写しその他内容が確認できる資料（コピー可）を添付すること。

ウ 常勤職員数の確認できる書類の添付・2通

上記２（５）の常勤職員数について、内容が確認できる資料（コピー可）を添付すること。

（２）提出先及び提出期限等

ア 提出先

下記13に掲げる宛先

イ 提出期限

令和７年12月10日（水）午後5時15分まで

ウ 提出方法

持参又は郵便等（期限までに必着のこと。）

エ 受付時間

持参する場合は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

（３）入札参加の可否の通知

提出された関係書類の内容を確認し、入札参加の可否について、入札日までに、提出者に「入札参加資格決定通知書」により通知する。

10 質疑事項の取り扱い

質疑事項がある場合は、質問書（別添様式参照）により質問を行うこと。

（１）提出先

下記13に掲げる宛先

（２）提出期限

令和７年12月４日（木）午後５時15分まで

（３）提出方法

電子メール、FAX、持参又は郵便等（期限までに必着のこと。）

※なお、電子メールの場合は、件名を必ず「愛媛県総合計画の政策・施策評価に係る県民アンケート調査業務の質問」とすること。

（４）回答方法

数日中に、質問書に記載されたメールアドレスに回答を返信する。

（「質問書」受付期限後、５日間を経過しても回答がない場合は、下記13に掲げる宛先まで連絡すること。）

さらに、全ての質問を取りまとめ、入札参加者（入札参加資格確認書の提出を受け、入札参加可能となった者）全者に、入札日までに電子メールで回答を送信する。

11 その他の事項

- (1) 入札参加者又はその代理人が、本件委託業務に関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。
- (2) 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする
- (3) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

12 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 照会先

愛媛県 企画振興部 政策企画局 総合政策課 政策企画グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2233 / FAX 番号：089-921-2002

E-mail：sougouseisak@pref.ehime.lg.jp

入札上の注意事項

1 入札会場における注意事項

次の各号に定める規律を守らなければならない。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による場合は、この限りではない。

（1）入札は入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

なお、原則として、入札会場には入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入室できない。

（2）入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。

（3）代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札開始前に、入札会場において、入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。（「代理入札を行う場合の『入札書、委任状』の記入の注意事項」を参考）

（4）入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者

（5）入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について、2者以上の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。

2 入札の方法等

（1）入札書（見積書）については、当日持参又は当日配布するものを使用すること。

ただし、郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による場合は、当該入札書を提出期間内に提出しなければならない。（入札参加者またはその代理人は、必要な印鑑を持参のこと。）

（2）入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、質問書（別添様式参照）により入札執行者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等につ

いての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。また数字の頭に「¥」マークを記載すること。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しない物で記載又は押印しなければならない（鉛筆書きによる記載は不可）。
- (6) 書類への押印に際しては、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。ただし、押印に代わるものとして、外国人による署名は認める。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の金額を訂正することはできない。（入札金額を訂正する場合は、入札書を提出し直すこと。）また、入札書の入札金額以外の記載事項を訂正する場合は、訂正部分に押印をしておかなければならない。
- (9) 提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札執行者は、必要と認めるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができる。この場合において、入札執行者は、入札者の損害に対する責任を負わないものとする。
- (11) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、総価（当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるもの）とする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、契約の際に別途加算するので、入札書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- (12) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。郵送の場合は、札回数毎の入札書及び入札書封筒、見積書及び見積書封筒を表封筒に入れて提出すること。なお、札回数の第2回や第3回分が同封されていない場合は、該当の回数分は辞退として取り扱う。

3 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が
行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てができないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。(関与した全ての入札が無効)
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき。(関与した全ての入札が無効)
- (4) 入札金額を訂正して入札したとき又は入札金額の記載が不明瞭なとき。
- (5) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (6) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (7) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (8) 入札書及び委任状において、委託業務等の名称に重大な誤りのあるとき。
- (9) 代理入札において、必要な手続要件を備えていないとき。('代理入札を行う場合の『入札書、委任状』の記入の注意事項'を参考)
- (10) 入札者が、連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
- (11) 入札者が、入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (12) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。
- (13) 入札者が、入札に関し、県の担当者の指示に従わなかったとき。
- (14) その他、愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者(郵便等による入札参加者)があるときは、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 入札金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また入

札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
ただし、郵便等による入札参加者が落札した場合は、別途、電話連絡により通知する。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札書を提出（郵便等による投函）するまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書又は入札辞退書を、入札執行者に直接提出又は郵便等（開札日時までに到達するものに限る。）により、申し出るものとする。また、数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (7) 落札者は、指定の期日までに、契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定したものが押印し、その後に知事が、その送付を受けて押印するものとする。落札者が指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。
- (8) 契約書及び契約書に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。